

- 児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる推進等を図るため、省内横断的な組織として、厚生労働大臣を責任者とする「児童虐待防止対策推進本部」を設置する。

## 児童虐待防止対策推進本部【平成28年4月～】

本部長：厚生労働大臣

本部長代行：厚生労働副大臣（子育て支援担当）、厚生労働大臣政務官（子育て支援担当）  
本部長代理：事務次官、厚生労働審議官

副本部長：雇用均等・児童家庭局長

副本部長代理：大臣官房長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、政策統括官（社会保障担当）

### 本部員

- 雇用均等・児童家庭局総務課《企画、総合調整等》、虐待防止対策推進室《児童虐待防止対策》、少子化総合対策室《地域子育て支援》、家庭福祉課《社会的養護等》、保育課《就学前の保育施策》、母子保健課《母子保健施策》
- 医政局総務課《産科・小児医療》、地域医療計画課《産科・小児医療》
- 職業安定局総務課《雇用対策》
- 職業能力開発局総務課《職業的自立支援》
- 社会・援護局地域福祉課《生活困窮家庭への支援》
- 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課《障害児・家族への支援》、精神・障害保健課《精神障害のある家族等への支援》
- 参事官（社会保障担当参事官室長併任）

※1 会議の庶務は、政策統括官付社会保障担当参事官室の協力を得て、雇用均等・児童家庭局総務課において処理。

※2 今後、必要に応じて推進本部を開催。

## 児童虐待防止対策推進本部設置規程

平成 28 年 4 月 25 日  
厚生労働大臣伺い定め

### (目的)

第 1 条 児童虐待防止対策推進本部は、児童虐待により子どもの命が失われる痛ましい事件が後を絶たないなど、深刻な状況が続いていることに鑑み、省内横断的な組織を定め、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の推進等を図ることを目的とする。

### (設置)

第 2 条 児童虐待防止対策を総合的に推進するため、厚生労働省に児童虐待防止対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (組織)

第 3 条 本部は、本部長、本部長代行、本部長代理、副本部長、副本部長代理及び本部員をもって構成する。

2 本部の構成員は、別紙のとおりとする。

3 本部長は、必要に応じ、本部に関係部局の職員の参加を求めることができる。

### (庶務)

第 4 条 本部の庶務は、政策統括官付社会保障担当参事官室の協力を得て、雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

### (補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

(別紙)

児童虐待防止対策推進本部構成員

本部長	厚生労働大臣
本部長代行	厚生労働副大臣（子育て支援担当） 厚生労働大臣政務官（子育て支援担当）
本部長代理	事務次官 厚生労働審議官
副本部長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
副本部長代理	大臣官房長 社会・援護局長 社会・援護局障害保健福祉部長 政策統括官（社会保障担当）
本部員	医政局総務課長 医政局地域医療計画課長 職業安定局総務課長 職業能力開発局総務課長 雇用均等・児童家庭局総務課長 雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室長 雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室長 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 雇用均等・児童家庭局保育課長 雇用均等・児童家庭局母子保健課長 社会・援護局地域福祉課長 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 参事官（社会保障担当参事官室長併任）